

World Para Swimming 公認 2020ジャパンパラ水泳競技大会

開催期間：2020年5月22日（金）～5月24日（日）
会場：横浜国際プール

宿泊ホテルのご案内

「2020ジャパンパラ水泳競技大会」に参加予定の選手・関係者の皆様へ
(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネスがご宿泊についてご案内させていただきます。
宿泊をご希望される方は、本案内をご確認の上、別紙のお申込書でお申込みください。

お申込み・お問合せ先

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本
「2020ジャパンパラ水泳競技大会 宿泊手配」事務局

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3階

T E L : 0570-064-205(ひかり電話・P H Sからはご利用いただけません) F A X : 03-6730-3230

E-mail : tourdesk104@or.knt.co.jp

営業日・営業時間 (月)～(金) 10:00～17:00 土・日・祝日はお休み

※4/29(水)、5/4(月)～5/6(水)は休業日となります。

※お取消し・変更の連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。

総合旅行業務取扱管理者：黒田 和幸・小室 智恵子

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。

このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画・実施

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第7営業支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル 12階

(観光庁長官登録旅行業第1944号、JATA正会員、ボンド保証会員、旅行業公正取引協議会会員)



一般社団法人
日本旅行業協会



旅行業公正取引
協議会 会員

1. 募集要項

1. ご宿泊について

2020年5月22日（金）～5月24日（日）3泊のご宿泊のご案内となります。

2. ご利用ホテルとご旅行代金

ホテル名	部屋タイプ	旅行代金（税サ込） （1泊、お一人様当たり）	施設情報/アクセス
梶ヶ谷プラザホテル	シングル	¥ 8,500 （1名様利用）	チェックイン：15:00/チェックアウト12:00 バス・トイレ付き ※客室内のバス・トイレの入口段差あり 館内に多目的トイレあり ■電車利用の場合 東急田園都市線「梶ヶ谷」駅から徒歩約8分。大会会場までは、電車だと2回乗換。 「梶ヶ谷」駅から東急田園都市線「あざみ野」駅で横浜市営ブルーラインに乗換、「センター北」駅から大会会場の最寄駅、横浜市営グリーンライン「北山田」駅まで乗車。 ■車利用の場合 大会会場まで約5km/約15分となります。
	ツイン	設定なし	
ホテルKSP	シングル	¥ 12,100 （1名様利用）	チェックイン：14:00/チェックアウト11:00 バス・トイレ付き ※客室内のバス・トイレの入口段差なし 館内に多目的トイレあり ■電車利用の場合 東急田園都市線「武蔵溝ノ口」駅から徒歩約15分。 （ホテル専用シャトルバス運行あり） 大会会場までは、電車だと2回乗換。 「武蔵溝ノ口」駅から東急田園都市線「あざみ野」駅で横浜市営ブルーラインに乗換、「センター北」駅から大会会場の最寄駅、横浜市営グリーンライン「北山田」駅まで乗車。 ■車利用の場合 大会会場まで約12km/約20分となります。
	ツイン	¥ 22,000 （2名様利用）	
コートホテル新横浜	シングル	5月22日(金)、5月24日(日) ¥ 9,900 5月23日(土) ¥ 12,100 （1名様利用）	チェックイン：15:00/チェックアウト11:00 バス・トイレ付き ※客室内のバス・トイレの入口段差あり 館内に多目的トイレあり ■電車利用の場合 東海道新幹線・JR横浜線・市営地下鉄の「新横浜駅」から徒歩約5分。 大会会場までは、横浜市営地下鉄ブルーライン「新横浜」駅から横浜市営地下鉄グリーンライン「センター北」駅で乗換、大会会場の最寄駅の「北山田」駅まで乗車。 ■車利用の場合 大会会場まで約10km/約25分となります。
	ツイン	5月22日(金)、5月24日(日) ¥ 17,600 5月23日(土) ¥ 19,800 （2名様利用）	

<旅行代金に含まれるもの>

- ① 宿泊代金（1泊分） ② 食事代金（朝1回）

<旅行代金に含まれないものの例示>

- ① ご自宅～宿泊機関・宿泊機関～大会会場の交通費 ③ クリーニング代・電話代・飲物代等の個人的性格の費用
② 任意の国内旅行保険 ④ 上記旅行代金に含まれるもの以外の食事代金

その他上記<旅行代金に含まれるもの>以外すべて

3. 申込方法

別紙「宿泊申込書」と「要配慮個人情報取得に関する同意書」をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込みください。

※お申込は「先着順」となります。ご希望ホテルが満室の場合は、弊社よりご連絡させていただきます。

4. 申込締切日

2020年4月13日（月）

※申込締切前にホテルが満室となった場合は、締切とさせていただきます。

※申込締切後も空室がある場合は、受付をさせていただきますので、ご希望の際はお問合せください。

5. お支払い方法

お申込み締め切り後、弊社から宿泊代請求書及びホテルのご案内をお送りいたします。記載の指定期日までにお振込みをお願い申し上げます。

※団体又はチーム一括でお申込みの際は、代表者様への一括請求となります。（請求の分割などが必要な場合は、弊社まで事前にご連絡をお願いします。）

尚、恐れいりますが、振込み手数料は各自ご負担いただけますようお願いいたします。

6. 変更・取消について

予約変更の場合は、(株)近畿日本ツアリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本に、必ず文書（メール・FAX）にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

尚、取消が生じた場合、次の取消料が発生いたします。

- 5月01日（金）17：00～5月14日（木）17：00まで……………旅行代金の20%
- 5月14日（木）17：00～5月20日（水）17：00まで……………旅行代金の30%
- 5月20日（水）17：00～5月21日（木）17：00まで……………旅行代金の40%
- 5月21日（木）17：00～5月22日（金）旅行開始前まで……………旅行代金の50%
- 5月22日（金）旅行開始以降又は無連絡不参加の場合……………旅行代金の100%（全額）

* 営業時間外のご連絡は、翌営業日の扱いとなります。

（4/29（水）、5/2（土）～5/6（水）は休業日となります。）

* 予約変更により返金が生じた場合、大会終了後、取消料を差し引いた額を、(株)近畿日本ツアリストコーポレートビジネスより返金いたします。

7. お申込み・お問合せ先

株式会社近畿日本ツアリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本

「2020ジャパンパラ水泳競技大会 宿泊手配」事務局

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3階

T E L : 0570-064-205（ひかり電話・P H Sからはご利用いただけません） FAX : 03-6730-3230

E-mail : tourdesk104@or.knt.co.jp

営業日・営業時間（月）～（金）10：00～17：00 土・日・祝日はお休み

※4/29（水）、5/4（月）～5/6（水）は休業日となります。

※お取消し・変更の連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。

ご旅行条件書（国内旅行）

※お申込みの際には、必ず下記「ご旅行条件書」をお読み下さい。

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。***申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。**

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。申込金の支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)

■ウエイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらに状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中の必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですらを出し出していただくことがあります。

(2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担となります。

(3)15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(4)本旅行は株式会社近畿日本ツーリストコーポレーションが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結ぶことになります。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

■通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

(2)通信契約申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

(3)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

(4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻業務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(6)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

- ・他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき
- ・お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき
- ・お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
- ・お客さまが流説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき

(7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①一人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたるとの日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

①当社の責任とらないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行)にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

①旅行契約中に重要な変更が行われたとき。重要な変更は「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しなかった場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までにお支払いいただけないと

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

⑤お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかに該当したことが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約については支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

	変更補償金の支払いが必要となる変更	
	1件あたりの率(%)	
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報取扱について

※Eメールの方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。

お申込み時際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報販売開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定める事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。